

## 周知商標の認定要件の緩和



著者：Vladimir Biriulin<sup>1</sup>

編者：黒瀬 雅志<sup>2</sup>

ロシア国内において消費者に広く知られた商標は、申請により周知商標登録を受けることができる<sup>3</sup>（民法1508条1項）。周知商標登録を受けることにより、周知商標の商品および役務とは非類似の商品および役務に係る、他人の商標登録および商標の使用を排除することができる（民法1508条3項）。なお、周知商標の法的保護の存続期間は無制限とされている（民法1508条2項）。

周知商標登録を受けるためには、ロシア特許庁に対し登録申請手続きを行い、審査を受ける必要がある。申請書には、i)申請者に関する情報、ii)周知商標として登録を受けたい対象商標、iii)対象商標が周知となった商品および役務、iv)対象商標が周知となった日を記載する。

### 専門団体による消費者調査

周知商標を認定する際、審査官は、専門団体が行った消費者へのアンケート調査結果を重視する。この調査は、ロシア国内の少なくとも6つの大都市で実施すべきとされ、とりわけモスクワおよびサンクトペテルブルグでの調査が望ましい。

このアンケート調査に費用がかかると共に、周知認定のために提出が求められる書類が多いことなどから、周知商標として登録されている件数は、2020年11月の時点で210件とまだ少ない。日本の企業では、Bridgestone、Nikon、CASIOなどが周知商標と認定され登録されている。

周知商標登録リスト：

<https://new.fips.ru/registers-web/action?acName=clickRegister&regName=WKTM>

1 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

2 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

3 周知商標登録は、ロシアにおいて使用されている商標であれば、未登録商標についても認められる。ただし未登録商標について周知商標登録が請求された場合には、周知認定の前に、当該商標の登録性について審査される。